

令和6年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和6年12月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和6年12月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 議案第115号 工事請負契約の締結について

第4 発議第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

第5 発議第7号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書

第6 常任委員会の閉会中の継続審査について

第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第8 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美

農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	石 上 義 久	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

議会最終日であります。３日連続で傍聴に出席していただいてる方もございます。
大変お疲れ様でございます。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、１０番門脇直樹君、１１番山本優人君、１番笠原吉範君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第１１５号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長報告のとおり議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） おはようございます。議席番号2番、伊藤一八です。

傍聴者の皆様には、寒い中、足を運んでいただきありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

八峰中学校では現在8種類の部活動があり、全ての生徒がいずれかの部に所属しています。3年生が部活動を引退した後の新人戦では、野球部、男子・女子バスケットボール部が他校との合同チームで大会に参加しました。生徒数の減少により1校単独で大会に出場するのも年々難しくなっております。生徒や保護者と話している時も、来年部員が増えたらどうなるのか、入らなかったら廃部になるのか、クラブチームだったら最後まで一緒にできるのかなど、部員数の減少により学校部活動の存続や地域移行に向けてどう進めていくのか、とても関心があると感じております。

国では、地域のスポーツ・文化芸術環境において、学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置づけ、早期の地域移行の実現を目指している。

秋田県はこれを受け、令和5年7月に「秋田県における部活動地域振興計画」を策定した。県内の動向を見ると「部活動地域移行推進計画」を策定し進めている自治体もあるが、八峰町の現在の状況は。

1つ目に、現在、中学校部活動で外部コーチをお願いしている部活動はあるのか。

2つ目に、地域移行へ向けて、町内含め、近隣の市や町と今後どのように地域や関連団体と連携していくのか。

以上2点を踏まえ、どう取り組み進めていくのか、教育長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） おはようございます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

中学校部活動の地域移行については、このたびの議員の質問にありましたように、国では令和4年12月に、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継

続して親しむことができる機会を確保することを目指し、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間とし、地域との連携の在り方について示されたガイドラインを作成しております。

また、これを受け秋田県教育委員会では、令和５年８月に、誰もが身近でスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指した、秋田県地域移行推進計画を作成したところです。

現在、八峰中学校の部活動は、スポーツ系が６種目、文化系が２種目のほか、学校部活動外ではありますが、能代市のスポーツクラブで活動する生徒もおります。さらに、部員数が少ない種目では、他郡市の他校と合同チーム編成を行うなど、単独で活動することが困難な部活動もあります。

議員ご質問の外部コーチにつきましては、今年度、八峰中学校から、男子バスケットボール部、女子ソフトテニス部、陸上競技部でそれぞれ１名ずつの計３名に依頼されております。

町では、こうした現状や県の推進計画を踏まえ、令和６年度より地域部活動推進検討委員会を立ち上げ、各種スポーツ団体や学校関係者、保護者等から広く意見をいただきながら協議を行い、八峰町部活動地域移行推進計画作成について検討しているところであります。

地域移行を進めるに当たっては、当面は学校部活動を維持し、部活動指導員配置による地域連携を進め、休日の部活動の地域移行を目指してまいります。

また、単独で進めることが難しい種目等については、他市町の団体等との連携を検討してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君）　２番議員、再質問ありませんか。２番伊藤一八君。

○２番（伊藤一八君）　まず今回の一般質問をした経緯なんですけれども、今現在、中学校に通ってる生徒や保護者、また新年度入学してくる児童、保護者の皆様から、秋田県、国で３年間で計画を進めるということになっています。それで保護者の皆様からは、３年後、部活動を完全に地域移行なのかとか、あまり何か浸透してないのかなっていうことで質問させていただきました。

まずはじめに１つ目の外部コーチの件なんですけれども、今現在、テニス部、陸上部、あと男子バスケット部に外部コーチがいる。私もまず推進委員にもなってますし、ＰＴ

A会長もやってるので、その辺は把握しているんですけども、今後、来年度も外部コーチそのまま引き続き継続して手伝ってもらえるのかってというのは、まだ分からないですか。その辺分かったらお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員からの再質問にお答えいたします。

まずはじめに、地域移行、地域移行とこう話されていますが、この言葉の中には学校部活動の地域連携がまず1点、そしてその後に地域クラブへの移行という2つの意味があるんですが、私も含めて勘違いされている部分が地域移行という言葉だけが注目されているというところがあります。で、先ほどの答弁でもお話しましたが、まず八峰町は学校と地域が連携してお互いに地域の子どもたちを育てていきたいという方向で進め、そして平日は部活動として行うんですが、土曜日に地域の方々と一緒に生徒たちがスポーツや文化に取り組むっていう体制を目指してまいりたいと思っております。

あと、外部コーチと部活動指導員という言葉がありますが、外部コーチは今までと同じで外部の方々に部活動に来ていただいて実技指導をしていただく。で、今回の地域移行に関する部活動指導員については、技術指導だけでなく生徒指導、そして大会引率までも責任を持っていただく、そして子どもたちを育てていただくっていう違いがあります。

伊藤議員から質問ありました、今まで3名の方が外部コーチとして関わっていただけてるんですが、来年度からは本人の了解を得れば外部指導員としてお願いしたい、学校の方ではお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 先ほど答弁いただいた外部コーチですけども、入学してテニス部とかに入る生徒の皆さん、ほとんど未経験のまま、地域にスポ少の団体がないので外部コーチがいればとても、顧問の先生も指導経験のない先生が顧問になった場合とかもとても助かると思うんですよ。ですので是非来年度以降も継続して続けてもらえるように、協力の方よろしくをお願いします。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○2番（伊藤一八君） また、現在外部コーチはいないんですけども、野球や女子バスケット部、卓球などからの要望などはあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員から質問ありました、ほかの部活動からの要望についてなんですが、現在、学校長からお話を聞いているのは、新たに女子バスケット部という要望が出ておりますが、来年度、人事異動でまたこう専門的な指導者が入ることによって学校の要望も変わってくると思うので、年度当初また校長の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） ありがとうございます。また文化系の方で吹奏楽部とか、文化芸術部って書道とか美術系のことをやってる部活動もあるんですけど、そちらの方にも是非外部コーチでもOBの方々でもいいので声がけをしていただけて来ていただけると、吹奏楽は特に楽器を初めて使うという生徒も多いと思いますので、是非吹奏楽部の方とかにも外部コーチの方の検討をよろしくお願いします。

1つ目の質問は、次に2つ目の地域移行の方の近隣市町との連携のことなんですけれども、今回3年生が引退した野球部は全チームが合同チームで新人戦、大会行われました。で、女子バスケ部も男子バスケ部も合同チームでっていうことで、町内だけで地域移行進めていくのも大事だとは思いますが、やはり町外の能代山本全体で地域移行の方を進めて、クラブチームの方を進めていくようなそういう近隣の町村との話し合いとかは行っているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど地域連携と地域移行という言葉の説明いたしましたが、地域連携の定義の中に、学校部活動を行う場合に部員が少ない学校では、複数の学校と合同練習または合同で試合に臨むという定義があります。ですから、八峰中だけで試合等に出れない場合は、他の学校のチームと合同でやっていくということを今後も大切にしていきたいと思っております。

すいません、その後……

○2番（伊藤一八君） 話し合いを。

○教育長（鈴木洋一君） あ、はい。地域連携の話し合いに関しては、まず合同部活動に

ついでと、あとは八峰町で活動できない例えばバドミントンとか柔道の場合は、能代市の地域スポーツの方をお願いしながら生徒が通ってるという状況です。あと郡市内で地域クラブを立ち上げてどうするという話は、まだそこまでは進んでいないというのが現状であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まず現在、新チームは合同チームでやってるんですけども、これが来年、新入部員が入ってくれば、また春の大会、夏の大会と単独で出場することになります。で、また3年生が引退すると合同チームに戻ると。で、また再来年の春、入部してくると単独チームになる。これを続けてると、やはり勝利至上主義でもないんですけども、子どもたちの勝った時の喜びとかそういうのもあまりなくなっていくのかなという、部員数が多い学校がダントツで強くなるとかそういうことも考えられるのかなと思うので、是非、地域移行ではなくて連携ということで合同チームでそのまま継続して練習とか練習試合とかをしていくのもいいのかなというふうに思いますが、どう思いましたか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

八峰中の校長さんの方からも、例えば女子バスケット部3校で合同チームを作って今まで練習して試合にも取り組んできたんですが、春になると部員が1年生が入ってきて単独チームの条件を満たすということで単独で出場なるわけですが、新人戦から今までこうやってきた仲間たちと夏の大会まで続けさせてやりたいというのは校長の思いではあるんですが、でも中体連の規定というものがありますので、そこにきちっと従って今後もチーム編成が行われると思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） まあ教育長の答弁にもありましたとおり規定がやはりあるので、人数、部員が増えれば単独チームでの出場、大会に出場となるんですけども、やはり普段の練習とかそういうのはやはり3年生が引退すると部員数もどちらのチームも減って、また合同、一緒になるっていう場合も考えられますので、是非そこは他市町と話し合いをして、是非練習継続して、普段、3年生引退する前ですね、入部して新入部員が

入ってきてから部員数が増えてからでも練習などは合同でやっていけばいいなというふうに思います。また、その合同練習することによって部員数も増えるので、実践的な練習とかもすごい生徒にとってもプラスになると思うんですよ。だから是非大会とかは単独で出場になるんですけども、練習の方は合同でというような感じの流れに持っていけばいいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 伊藤議員から今提案がありました、単独で試合で進むに当たっても新年度になってから練習等で今までの繋がりを大切にしていければ、私も同感であります。ですから、今後校長にもいろいろ話しながら、子どもたちにとってよりよいスポーツ環境を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 是非、新入生が入ってきて部員数が増えても合同練習とか進めていけるように、能代山本全体で協議して進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（鈴木洋一君） はい。

○2番（伊藤一八君） 以上です。

○議長（皆川鉄也君） 答弁要りませんか。

○2番（伊藤一八君） 大丈夫です。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

今日が一般質問の最後、最終の出番となりました。最後までどうかよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

まずはじめに、有機畑作で農業振興について伺います。

児童生徒の学校給食に地場産の食材で安心・安全の有機食材の提供を考えないでしょうか。有機野菜づくりを指導するのはどうしても農業担当課がイニシアチブを取って協議会を設置しなければならないと思います。生産者と教育委員会が一体となって、献立を中心とした食材をどのように提供するかという毎月の会議を行うことによって提供が可能であるということは、千葉市のいすみ市で実践されております。有機食材ではない

のですが、さきの議員研修で訪問した際、東京都日野市でも同じく地場産農産物を学校給食で食べてほしいということから数十軒の農家が少しずつ出し合っているということが話されました。やはりここでも中心になっている話をしてくださったのは、農業振興課の方です。共通しているのは、市長が並々ならぬ考え方があるということでした。

有機栽培については、「有機農業をめぐる事情」と題して農林水産省農産局農業観光対策課が令和6年9月9日に更新して53ページにわたって分かりやすく表されています。それによると、環境保全型農業直接支払交付金が令和6年269億円予算化されています。有機農業支援策として技能取得支援指導員養成・育成や民間団体または企業向けにも支援策もあります。有機農業を地域振興を考える自治体ネットワークは、109市町村24件、すいません、ネットワークが109市町村24件で、4団体が参加しています。秋田県は大潟村と、それから大館市がここに載っていました。学校給食における有機農産物の活用に取り組む市町村は、今合わせて令和4年で193市町村になっています。

本町に照らし合わせますと、まず耕作放棄地を有効活用して有機農産物として町が推奨することで、学校給食のみならず産直に安全・安心の野菜を品数豊富に提供する。有機野菜の価格は高く、国は輸出も支援しています。八峰町での農業振興は、有機栽培で取り組む専門職員を配置して取り組むという考え方はないでしょうか伺います。

次に、加齢難聴者の補聴器購入に支援策をについて伺います。

加齢難聴は、加齢とともに聴力が低下していくことです。78歳以上の7割が加齢難聴に該当していると言われております。加齢難聴を放っておくと、周りの人と会話がうまくできなかつたり、そして参加できなかつたり、コミュニケーションをとることが難しくなったりして、認知症や鬱の原因となることがあります。私の周りでも、家庭の中でじいさん、ばあさんに何ぼしゃべっても駄目だ、聞こえない、電話も出してくれないという話をよく聞きます。家庭の中で孤立してしまっているということが現状にあります。みんなにいたるところにはとても行けないという声も聞きます。

早期発見が大切と言われております。特定健診時にアンケート的な質問票がありますが、世界的に使われている検査ですけれども、これを受けて、認定補聴器技能者は様々な会社とかいろんな仕組みがありますけれども、こういう方を配置して補聴器購入へ導くことが必要ではないでしょうか。ところが年々性能が良くなって、集音器から外出にも向いたIT機能が内臓されたようなものもありますが、高額でキリがありません。最低でも13万円は、両方で13万円かかると言われております。生活困窮者にはとても手

が出ません。国への保険適用を申請、陳情することも各団体でやっております。八峰町も議会でこの陳情が出され、意見書が提出されております。助成を考えないでしょうか。1年に10人5万円助成しても50万円で済みます。健康寿命を伸ばして快適な生活を送ってもらうということは、町にとっても高齢者一人一人が医療や介護の負担を軽減するという事で経済的にも有効な対策ではないでしょうか。この考え方を伺いたいと思います。

そして最後に、配食サービスの事業の意義を生かして拡充をについて伺います。

この事業の目的は、在宅の一人暮らし老人などに対し、配食サービスという食生活の自立を目的とした一連のサービスを提供することにより、食事を作る機能を維持または改善を図るとともに、安否確認を行う、配食事業としては本当に大事な役割を果たしていると思います。この事業を生かして高齢者などに関わっていただきたいと思います。本当に思っています。

対象者65歳以上の一人暮らし、75歳以上の二世帯、重度身体障がいとあります。申請を提出することになりますが、拒否されるケースがあります。3条にある高齢者サービス調整会議のメンバーと目的はどのようなものなのでしょうか、お知らせください。

夫婦のどちらかが全く調理ができなくなり、調理したことのない男性が調理できると判断される、これは介護認定となっている奥さんのケアマネージャーがだんなさんの状態を判断して、ケアマネージャーが町に報告をして、それで町はそれを受けて拒否をされる、こういうケースになっております。このような仕組みになっておるのでしょうか。

また、介護に関係ない重度身体障がい者は、どのような障がいのことなのか。精神障がい者一人暮らしもかなりいるのではないのでしょうか。この点もお知らせください。

身体障がい者の一人暮らしはどのくらいかということです。それも含めて、高齢者が外出困難であったり、調理ができず偏った生活を送っているようであったら、本来の目的に合わないのではないのでしょうか。障がい者の枠を広げて事業を進めていく考えはないか、一緒に伺います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、有機畑作による農業振興の学校給食についてであります。

有機栽培は、農林水産省の「有機 J A S 規格」を満たす栽培方法で、代表的な基準としては、「堆肥などで土づくりを行い、禁止された農薬や化学肥料を使用せず、遺伝子組み換え技術を使用していない」品目ではありますが、学校給食に限らず有機野菜を食べることは、子どもたちにとって大事なことでありと考えております。

現在、町内においては販売先がないことや病虫害対策、雑草の管理が困難など、手間が掛かり増しになることに加え、反収が上がらず、儲けに繋がらないとの声もあり、農業経営者からは有機栽培は難しいと聞いております。

一方、国では、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を進めており、2050年までに有機野菜市場や面積の拡大などを図ることに取り組んでおります。

今後は、こうした国の動向を注視しつつ、町内における有機野菜栽培の課題を整理しながら、導入の実現性を探ってまいります。

次に、有機畑作による農業振興のうち、耕作放棄地についてであります。

町では、人口減少や高齢化率の上昇、農業従事者の減少などにより、5年前と比較し、耕作放棄地が42 h a 増えております。

こうした状況は、雑草や害虫の発生に加え、クマやサルといった害獣の行動圏にもなり、周囲の農作物の被害の拡大に繋がるものと考えます。

このため町では、地域住民と一体となって中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるほか、農業委員会では、遊休農地解消活動事業として毎年6月に農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名の計26名により、草刈りや耕起作業を行い、荒廃農地の拡大防止に努めております。

また、有機野菜のブランド化につきましては、耕作放棄地の解消を目指す上で有効な対策の一つと考えますが、前述のとおり多くの課題があることから、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、「補聴器購入等への支援制度」についてであります。

ご承知のとおり、現在町で実施している特定健康診査については、法律により検査項目が決められており、その目的は糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見であることから、聴力検査は含まれておりません。

このため、専門的な難聴検査につきましては、特定健診ではなく耳鼻科などの医療機関を受診していただいた上で、適正な対応に繋げることが妥当であると考えております。

また、高齢者への補聴器購入に係る新たな助成制度の創設については、現時点において聴覚障がい者への助成事業があることに加え、町の財政状況を踏まえると厳しいものと考えますが、認知機能の低下予防などの効果があると言われていたことも認識しておりますので、引き続き国や県内の動向を注視しながら、その必要性について判断してまいります。

次に、「配食サービス事業」についてであります。

町では、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢や性別・障がいの有無などに関係なく安心して暮らせる社会の実現のため、地域福祉計画や地域福祉活動計画を策定しており、高齢者や障がい者等に対する支援の一つとして配食サービスを実施してきております。

配食サービスは、合併前の旧八森町では平成10年から、旧峰浜村では平成12年から行っており、合併後も利用者の負担を1食200円に維持しながら今日まで継続している事業であります。

議員ご指摘の心身に障がいのある方については、配食サービス事業実施要綱において対象となっており、申請時に高齢者サービス調整チームの実態調査により妥当と判断された場合には利用が可能となります。

また、調整チーム会議は、男女の差別をすることなく調理の可否を判断するほか、重度身体障がい者の程度についても、調査により総合的に判断しております。

この調整会議のメンバーは、高齢者サービス調整チーム設置要綱の記載のとおりとなっており、月2回の定例会議を基本とし、配食サービス希望者の実態調査を含め、様々な情報を共有・協議・検討しながら、個々の高齢者のニーズに即した各種サービス等の総合的な推進を図っております。

なお、障がい者の一人暮らし世帯については、町内で合計156名となっており、内訳としては、身体が122名、精神が23名、知的が11名となっております。

いずれにしましても、配食サービスは高齢者や障がいのある方への一つの支援事業であり、このほかにも買い物支援や調理補助などのサービスを提供する障害福祉サービスもありますので、これらの制度を合わせてご利用いただくことによって自立支援に繋がっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） はじめの有機畑作について、町長の答弁がありました。確かに有機農業は手間がかかって大変ってことは本当に分かります。化学肥料を使わないで土壌改良して、鳥の糞とかね牛の糞とかそういうのを使って土壌改良して行う、それはまあ普通の農家であればもうやっていることです。生産する以外の人たちはね、そんなに化学肥料とか、まあうちもそうですけれども、ほとんど使わないで野菜を作ってますけれども、それをね、やはり町としてどう取り組むか。で、やはりこういう地場産業、地場産の野菜、そして有機野菜っていうのは、どこに視点を置くかといえはやはり子どもたちに安全・安心のものを食べさせたいという、そこが私の知ってる範囲では、いすみ市と、それから日野市の考え方であります。そこから出発して、じゃあどうやったら広められるのか、そして学習を重ねていくのかっていうのは、やはりトップの人のその力の入れ方、今の農林水産課ではそのような担当の方は多分おらないと思います。そのためにもですね、有機野菜を本当に農業の担当者の方が力を込めて、まあ今の八峰町の農業は米が主体ですけれども、やっぱりこんなに耕地が、耕すところもあるし、技術を峰浜地区の人たちは持ってると思います。そこでやはり農林担当課の人たちが本当に農業の取得、また農業をやって、じいさん、ばあさんでも少しの収入を増やすというこの目的が同時に達成されるということで、本当にこれは町の農業振興に繋がっていくと思います。

とにかく産直を見ても野菜の種類が本当に少ないです。ぶりがほとんどもうないも同然ですけれども、そのような、まあ町の考え方として、農林水産課の方で担当課を設けて、それで産直に安心・安全の野菜を届ける、それから学校給食の子どもたちにこれを使わせるという、こういう呼びかけで農家の人たちの耕作面積のある人、まあそれで利益が出てくれば耕作放棄地の方にも力を入れていくという、こういうことができると思うんですけれども、今の状態ではほとんどこの施策が見当たりませんが、このみどりの給食事業は将来的に有機野菜に繋げていく、国でもこれを推奨してると思うんですけれども、具体的に今まで話したことと併せて、この事業をどのように進めていく考えなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも私少し触れましたけれども、子どもたちの成長を考えるとですね、ま

あ有機野菜を食べて成長するっていうことは非常に大事なかなというふうに思っております。見上議員からもありましたけれども、当然ながらですね家庭菜園等で作っている野菜については、皆さんそれを意識しながら取り組んでいると思いますけども、やはりこれを商業ベースでってなるとなかなかやはり難しい課題があるんだろうというところがございます。当然ながら有機野菜はですね子どもたちの成長だけでなく、その産直にも卸しやすいというようなところもあろうかと思いたすけども、なかなかやはり商業ベースになると量も出せないというような様々な課題があるのかなというふうに捉えているところがございます。

いずれ有機野菜作るのは多くの課題があるということでございますので、引き続きですね農家の皆さんとも意見交換しながら、そしてまた国で取り組んでる事業もありますので、そういったところをしっかりとですね動向を注視しながら、今後町の事業にどういった形で反映できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先日、県立の農業大学のホールで、この千葉県いすみ市のオーガニック給食と有機農業産地ということで私も県立大学の秋田キャンパスに行って話を聞いてきました。それを話したのは千葉県いすみ市農林課有機農業推進班班長っていう人です。で、やはりこの、ここのいすみ市の場合は、まあ先ほども言いましたように学校給食で使いたいということから出発して、まず米の有機栽培、これはJ Aとタイアップして、本当に出発はもう有機栽培やる人と手挙げたら1人しかいなかったっていうことで、そこから始まってJ Aにも説得して、もう本当に2014年からですから10年近く前からこれを進めてきて、それで目標を決めて、まず最初に有機米、全小学校へ4 t、そして16年には16 t、で、学校給食有機米100%、これを目指してきたのは、この市長の並々ならぬ力がありまして、この市長もやっぱりどっかに行って、何か研修に行つてすごいこう賛同して、これに取り組むということをやったみたいです。ですので、それからこの担当課の人は本当にもう必至の思いで説得して、農業委員会、農業担当課の職員が教育委員会、J A、それから生産者の人たちを説得して、それで今では、いすみ市のその農家数は有機栽培は最初は5%も満たなかったのが、今は、耕作面積がですね5 h aくらいだったのが今は40 h aで、農家数も5軒だったのが今29軒ということで、これは何でかといえば、付加価値がついて米が非常に高く売れるということで、それが実績とともにやってみる。で、それがJ Aと一緒にあって、今では「いすみっこ」って

いう有名なブランド、農産物のブランドが出来上がっております。で、まあ町、市全体がこういう雰囲気になってきますと、学校での有機給食をやっているということで、議員の皆様もご存じだと思えるんですけども、今ここに研修に行きたいといえ、もう日程が何年か先まで予約取れません。私たちも諦めたんですけども、まあそれで日野市に行ったんですが、この幸いなことに私はここで担当課の職員の話聞いてきましたけれども、これを宣伝するのはもう宣伝費はゼロ。子どもたちが有機野菜の給食を食べている、これがもう最大の宣伝だということです。こういう意味からして、それで有機野菜もですね付加価値がついて高く売れるということが農家の人たちも分かりましたので、それに今、野菜の有機栽培の取り組みは米と違ってもうもうその担当課はほとんど寝ないで休みもなかったっていうことらしいんですけども、やっぱりトップとその職員が一体となって初めてそれが実現する、これができないこともできる、何事もそうなんですけれども、それが可能になったということではないでしょうか。そういう意味です、やはり町の方でも担当課をつけて八峰町の農業全体を考えた場合、米だけではなくて野菜を作る耕作面積もあるんだから、じいさん、ばあさんの手間、数十軒が登録してるんですよ。で、給食に出すのは本当に1万か2万の手取りにならない、それしか取れない時もあるし、もっと来る時もあるし、そういうことで高齢者もやっぱり意欲が出てきているということを鑑みた場合、もう一度町長こうトップとして取り組むことを考えないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 少し質問がですね、あちこち飛んでるなというような感じで受けましたけども、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか課題があるというようなことでありましたので、まずはそうした課題を整理することが大事なんだろうなというふうに思っております。そしてまた、まあ私と役場職員ですけれども、まあ普段からですね意見交換をしっかりとしておりますので、そういった中でですね、この有機野菜についてどういった感触があるのか、どういった課題があるのかというのを改めてですね、しっかりと整理してまいりたいというふうに考えております。そしてまた、学校給食にそれに取り組んでいくとなると、やはり教育委員会との連携も大事でございます。普段からですね、どのぐらいの野菜を1食当たり使ってるのかですとか、あるいは冬場どうするんだとかですね、そういったところ様々な課題があると思いますので、まあ改めてですね、そういった課題をしっかりと整理した上で今後検討してまいりたいという

ふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今すぐ質問して、やりますっていうことは、到底私もそういうことはできないと思います。ただ、やはりね町長の頭の中に、こういうオーガニックの給食が将来的には必要である、そのためには農林課の人たちに尽力してもらおう、そういう体制を是非取ってもらいたいと思います。今、全国でもこの取り組みが、学校給食にオーガニックっていうことが進められております。で、いろんな資料もいっぱいありますので、是非ですね給食に使うということは地元の農業振興にも繋がるということを考慮していただいて、これからの取り組みにしていきたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 次に、加齢者難聴の補聴器購入の支援制度について伺います。

本当に75歳以上、まあ70歳……

立ってしゃべるんだっけか。すいません。はい、失礼しました。

75歳以上、まあ65歳から高齢者に入りますけれども、本当に耳が聞こえない。それでテレビでもよく宣伝してるので集音器を使ってみたけども、テレビを見る時はいいけど雑音が入ってもう大変だという、それから補聴器の方に進みたいんだけど高額である。私もちょっと補聴器を買いたいという人に付き添って、その検査する人とそのうちで一緒に付き合ってみました。初めて私もそれを見たんですけれども、もうコンピューターでどの音が一番聞きづらくて、どの音がその邪魔になるかというのをもうコンピューターで調べて、それで、それを内蔵して耳、集音器は後ろの方に拡声器ついてる、あれついてるんですけども、それは前の方についてるので、前から来た音が自分の一番弱い音をキャッチして聞けるということで、これは大変画期的なものが出来上がってると思います。

ただですね、値段聞いてやはりよくよく考えたらやっぱり俺の年金ではとても払えないっていう結論になりました。13万円、両方で13万円なんですけど、やはりいろいろ調べてみますと両方につけないとやはり効果がない、片方だけでは駄目だということがあります。この両方の耳に補聴器をつけた場合、最低安くて13万円。とてもじゃないが、やっぱり無理だっていうことになりました。で、その人は本当にもう人の話も聞こえない

くて困ってる人なんですけれども、そういう人がねいっぱいいると思うんです。ただやはりいざお金を払うとなると、やっぱり無理だ、できない。お金がね潤沢な人は、パナソニックでも今やってますけども、見れば20万円、30万円、40万円が普通です。お金はある人はいいいんですけれども、やはり生活困窮者には無理だなというところが結論です。

そういう意味でもですね、是非、今、全国、まあ首長さんたちも請願・陳情を出して、地域では首長さんが陳情を出して国の方に補聴器の保険適用とか、それから国の補助をやってほしいということが出されております。八峰町もですね私調べてみましたら、出てました。加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情が、これが全会一致で採択されています。提案理由としては、加齢性難聴者が補聴器を利用することで安心して生活、社会生活を送ることは、難聴者本人はもとより、地域においても重要なことであり、公的補聴器制度の創設は必要と判断されるためということであります。是非ですね、まあ皆さんも全会一致で賛成してることですので、今、高齢化になって、出ていきたいけども家の中に閉じこもってればもう鬱になってしまう、家族からあてにされない、どうせしゃべっても何も聞けねえしって、電話も出てけねし、母さんともものしゃべっても、あど母さんさものしゃべらねえっていう、こういう一緒に住んでる息子の声があったりしてね、そういう孤立させないためにも、是非ここで補聴器をつけてみたいなと思えるような意欲を持たせるような施策を町で是非考えてもらえないでしょうか。50万円は毎年毎年10人としても財政的には厳しいという、新規事業は全て厳しいということ言われますけれども、これ長期的に考えた場合に、難聴で介護の認定を受けたり、外出できなかつたりして、それでけがをしたり、いろんなことがあった場合に、これは医療費とか介護サービスの方に町の金が出ていくわけです。ですから一人でも多く健常者が家でそういう制度を使わないで暮らしてもらうためにも、これは高齢者に対する長期的な投資であって、町の経済も影響を受けないのではないかと。50万円の投資は、これは投資と言えば非常に申し訳ないんですけれども、お金を費やしてもこれは損にはならないと思いますが、いま一度ですね、先回の時は町長もちょっと周りのあれを見ながらっていうような答弁でしたけども、その後何か変化はないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁とかぶるところがあるかと思いますが、見上さんもお指摘のとおりですね、町の財政状況を踏まえるとなかなか厳しいかなということ

ころがございます。ただ一方ですね、やはりその補聴器がないとですね認知機能の低下、補聴器があれば認知機能の低下の予防にも繋がるといったような話も私も聞いているとでございますので、まあ町単独で実施というよりはですね、しっかりとこれ国の制度、あるいは県の補助、こういったところがやはり必要だろうというふうに考えておりますので、引き続きですね国・県、こういったところの関係機関の状況をしっかりと注視して今後の対応を判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 特定健診は法的にやっちゃいけないということになってるんですか。別の項目を特定健診でやれば、これは違反になるということなんですか。町独自で別室を設けて、ファガスでやった場合はちょっと研修室をちょっと場所を取ってやるとか、そういうことも考えられると思います。で、世界的な難聴検査の、私ちょっと出てこないんです、簡単な10項目くらいあって、どうですか、どうですかというレ点で印をつけて、それであなたはやっぱりちょっと受けた方がいいですねとかそういうものなんですけれども、いや、やればできると言うんですね。法律的にやってはいけないというもので、町独自にやることも違反なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

法律でやってはいけないということは一つありませんけれども、現在契約している保健事業団様の方から提案されるメニューの中にもこの聴力検査に関してはございませんで、我々としましても法に従って特定健診メニューをやっていくということであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあせめて新規は難しい難しいということですけども、ただやっぱり町の福祉課になるんでしょうか、高齢者の難聴について担当する課を改めて設けてもらって、それでいろんな集会というか高齢者のいろんなのありますよね、そこにアンケートという、世界的に検査を進めてるアンケートっていうのがあるんです。そこで調べてもらうとかそういう取り組みをですね、高齢者、ほかの方では難聴課とかいろんなこう高齢者対策の課が設けてるみたいですけども、そういうことを新規の事業として考えていくつもりはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 難聴課という独自の課というのは非常に難しいかなと思いますけれども、いずれ担当がですねいろんな仕事抱えてる中でも、やはりその難聴というところはひとつありますので、引き続きですね現体制でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私の発作的な言葉の発言であれですけど、要するにですね、高齢者が快適に健康で暮らしていくためには、この加齢難聴についてよく知ってもらい、家族の中で孤立しない、社会的にも孤立しないというこの取り組みをせめて行ってほしいということで付け加えたいと思います。

加齢難聴についてはこれで終わります。

（「議長。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） はい。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。7分より再開いたします。

午前11時02分 休 憩

.....

午前11時07分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番議員、配食サービス事業についての再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 休憩挟んでしまったのでちょっと拍子抜けしたところもあるんですけど、まあ配食サービスそのものの目的というのは大変いい目的、ちょっと意味不明なところもちょっとこうありますけれども、これはちょっと改善、もっと分かりやすくまとめた方がいいのではないかな。これをホームページに出した場合にちょっとやっぱり分かりにくいというかね、目的のところ。

で、目的としてはやはり配食サービスを通して食のその何ていう、バランスよく食事をしてもらう、そして食事の指導も入るのかどうなのか、支援ということも書いてますけれども、これがやっぱり一番だと思うんですね。で、まあ私も断られたっていうケースを何件か聞いてます。ただこの中には、どういう場合に断られるのかっていうこの項目がないわけですね。まあ65歳の一人暮らしで、まあその人は車があって買い物がで

きるから断られたということで、断られた、この断るその根拠っていうか、そこら辺が文書化されてないのです。で、もっとやっぱり重視しなくちゃいけないのは75歳以上の夫婦の二人世帯の場合、もう少し詳しくですね、一人が調理が、男性で75歳になって全く調理したことない人、カップヌードルでお湯かけて食べるだけしかできなかった人が奥さんが介護2になって、ケアマネージャーが判断をしたということですが、ケアマネージャーがこの配食サービスの有無を決めるその役割を果たしているのかどうか。そういう役割があるのかどうか。で、これは介護の事業ではないのです。一般の人たちに対する65歳以上75歳、夫婦、それから重篤な障がい者ということですので、介護のサービスじゃないのにどうしてそのケアマネージャーがそういうことを判断をして、町へこの人はやったことないんだけどやれますよというようなこと出して拒否されたのか、それはやはり周りの関係する人たちで非常にやっぱり疑問に思っているところであります。ですから月2回の定例会議を開いている、そのメンバーというのはケアマネージャー、社協のケアマネージャーとか、ケアマネージャーも入っているのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

はじめに、調整会議のメンバーということでそちらの方からお話しますが、資料の方に調整会議の要綱を添付しておりますので、そちらの方をご覧いただきたいのですが、その中の第3条に「調整チームは、次に掲げる者をもって構成する。」とありまして、ご覧のように詳しくは省略しますが、ケアマネージャーだけではなくて、あらゆる関係の職員も必要に応じて招集してやっていくということになっております。で、先ほどケアマネさんだけがその可否を判断しているというような話ありましたけれども、ケアマネさんや、障がい者でありますと機関相談支援センターの職員さんが現状を調査して、その状況がどうだったのかということで調整会議の中で諮って、その配食サービスの提供がいいか悪いか、そういうのを決めていくということになっております。

それと断られたケースというような話なんですけれども、今年もあったんですけども、却下された経緯については、ご夫婦でどちらも介護認定がなかったという夫婦がございました。ご夫婦がございました。その方は、正に議員がおっしゃったとおり妻に調理を任せており……

○ 8 番（見上政子さん） 聞こえません。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 夫は食事の経験がないということだったんですけれども、調整会議ではその方目線での調理経験があるとかないとか男とか女とか、そういうことではなくて、健康かどうか、調理が可能かどうかということで判断してこれは却下したという面がございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。 8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） すいません、もうちょっとゆっくりはつきり、それこそ私もその年齢の枠に入ってきたのか分かりませんけれども。

調理ができるか、できないかということは、申請書、配食サービスの申請書ありますよね。そこに項目を詳しく書き込むことになってます。まあ窓口でもそうですけれども、ここ、こういうわけで配食のサービスを受けたいんだけど、家庭の状況を鑑みてお願いしますということなんです、この申請書をもってそれで定例会、月 2 回定例会開いてるんですか、この中で話し合うとか。で、その判断基準というのが窓口で話ただけでは通用しないのか。これをケアマネさんは、たまたまその人は一人が、奥さんが介護の認定を受けてるので、介護 2 の認定を受けてるので、その人の担当のケアマネが旦那さんは調理できますよということで判断されたということなんです。まあそういうふうに簡単に判断されては非常に困ると思うんですよね。まあ75歳過ぎて車も使えなくなって、それで買い物も大変、そして今まで奥さんの調理はしたことがない、そういう人がね、ただカップヌードルだけだば作れるよ、俺の父さんっていうことの人たちがね、果たして栄養のバランスがとれた食生活ができるのかどうなのか。まあこの家庭はですね奥さんが介護の認定を受けてますので、まあ調理ができませんので毎日納豆だけ食べてます。納豆だけ。で、冷蔵庫の中見ると、たまごと豆腐しかありませんでした。で、父さんは豆腐を食べる。で、豆腐と、母さんはたまごは食べれないので毎日納豆だけ。で、それで父さんはカップヌードルの湯っこかけるしかできねえっていう、こういうことをちゃんと調査されたのかどうなのか。それで断られる。こういうことはね申請書の紙にちゃんと書いてですね、その申請書を出してくださいということで調査するんだったらいいんですけども、ケアマネが来て、あ、父さん大丈夫だっっていうことで判断されて町もそれを真に受けてるという、こういうことではね配食サービスそのものは何なのかということが問われると思います。

で、今こういう高齢者はですね夫婦とも出てくると思います。車の運転ができなくなった。どちらかが介護の認定。もしかして二人とも介護の認定を受ける場合に食事を作ることができない。偏った食事になってしまってるっていうことで寿命を短くしていったようなことのないようにしなくちゃいけないと思うんですが、この今、月2回の定例会は申請書を提出してもらって決めていることなののでしょうか。それとも聞き取りによって決めてることなののでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

申請書のみなのか、実態調査をしているのかということなんですけれども、申請書に基づきまして、調整会議の中の例えばケアマネさんであるとか障がい者機関相談支援センターの職員であるとか、そういった方が実態調査をして調整会議の中で総合的に判断しているということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それじゃあ、そのケアマネが申請書を出したということになりますね。文書が出てるということは、そういうふうにして私は判断をします。そういうことをやっていいんでしょうか。これは介護のサービス事業ではありません。もっとです、この意味を生かして、75歳以上の夫婦がどういう生活をしているのか、町でしっかり把握して、せっかくできたこの制度を、これを要望した人たちには与えていく。本当に月水金に200円の弁当が届いてくれれば大変助かるんですよ。納豆しか食べたことない人でも、やっぱりご飯も温かいご飯と、それからおかずも食べられるということで、このおかずで2日間繋げるという人もいます。そういう意味でね、これを是非、新しい人はその、多分、町の本心ではもうとにかくお金がない、お金がないで、もうこういう人たちもやっぱり切られるのかということが非常に私は身に染みて残念に思います。

それとですね、先ほどの答弁では、まあ障がい者も該当するということでしたけれども、重篤のその障がい者、身体障がい者、精神障がい者、こういう人たちも含めて障がい者は申請すれば配食弁当を利用できるということなののでしょうか。この障がいの程度ってあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

要綱にある重度身体障がい者という定義なんですけれども、ここでは法に基づくとかそういうことは明記されておられません。何度も言うようなんですけれども、高齢者サービス調整会議の中で、その障がいの程度と実際の状態、そして調理ができるのか、そういったことを総合的に判断しているということであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 身体障がい者が122人、一人暮らしがいるということです。精神障がい者も一人暮らしが23人。この人たちも、中にはやはり買い出しに行けないとか、それから雪が降った場合に、車はもちろん乗れない人たちもいると思うんですけれども、配食サービスを利用したいという期間限定でもね、いいですので、やはりこういうふうなことが受けられるんだよっていうのをもっとやっぱり知らせていくことが必要じゃないでしょうか。

とにかく先ほどからありますけれども、このホームページが非常に見づらいということがあります。で、三種町の配食サービス事業って検索すると、は一つと明るい配食事業はこうですよっていうことが、大変明るいムードで書かれております。で、詳しいことはこういうふうについていうことで。これを検索するのに非常に時間がかかります。もうちょっと一つ一つの項目を分かりやすく、それで利用者がじゃあやってみようかというこういうものに取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。その辺の宣伝と今後のことについてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ホームページに関しましては全く議員のおっしゃるとおりで、その充実が図られていないというふうに感じております。それは町も社協さんとも一緒だというふうに思いますが、今年度、高齢者のしおりということで社協さんからとても分かりやすいチラシが数十ページにわたって、そのチラシが全戸配布されました。それにとっても分かりやすく書いておりますので、障がいのある方も高齢の方もそちらの方をしっかりとご覧いただいてサービスに繋がっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間となりましたので、8番議員の一般質問を終了します。

追加日程第1、議案第115号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第115号についてご説明いたします。

議案第115号、工事請負契約の締結について。

令和6年11月27日に指名競争入札に付した「農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂塙～苗吉）」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂塙～苗吉）

2. 契約金額 5,533万円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目 令和6年度一般会計（繰越明許費）

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和6年12月13日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

工事概要としましては、土砂排除、耕土復旧、流木撤去が2.51ha、水路復旧が30m、道路復旧、護岸復旧が14m、その他道路復旧が35mとなっております。

以上で議案第115号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第115号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第6号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略します。

お諮りします。ただいまの発議につきましては、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この発議に対して反対いたします。

はじめに、医師、看護師、介護職員、非常に苦勞しているという文面については理解しているつもりですが、大幅に増員をする、それから労働者の賃上げを支援するということに賛同するということは到底できない。というのは、全産業がやはり労働不足、賃上げを要求している中でですね、この介護等の職員だけが上がるということについては問題があると。これは一企業であればやはりその企業努力によってですね賃金体系というものが決めるべきであって、国がそれを全部負担するようなことではおかしいのではないかと。しかもそれをですね国が全額負担するというふうな要求、これはあまりにも極論すぎて他人任せだと。この医療費、まあ人件費が上がることによって我々が負担する医療費も当然上がるわけでありまして、上がるということについて賛同するということは議員として私はおかしいのではないかというふうに考えます。ですがそれを緩和するためにですね、末尾に「利用者の負担を軽減する。」と、これは非常に矛盾した意見、ふたつより記載されているわけです。これを理解しないこういう発議っていうのは私は問題があるということで反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、発議第7号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 初日におきまして山本議員よりご質問のありました給与表に関するご質問についてお答えしたいと思います。

資料を提出しておりますので、ご覧ください。

内容につきましては、補正予算にかかる給与費明細書において、職員当たりの給料について行政職の初任給が国より高いのはなぜかという趣旨のご質問でございました。

回答といたしまして、国は秋田県内の公務員と違い、地域手当を支給されており、その給与格差を埋めるため、秋田県は国の給与表にパーセントを乗じた形で算出しているためということでございます。

次のページをご覧ください。

この表の左側ですね、これが国家公務員の給与表でございます。で、右側、真ん中の列ですね、これが今、秋田県で採用している、町でも採用している給与表でございます。で、この率をとりますと、全ての級、全ての号奉において0.0071の補正率がかかっているということでございます。

で、この補正理由に関しましてもう少し詳しくご説明いたしますと、今お話ししましたとおり、現在、国家公務員には勤務地に応じて支給される地域手当があり、これを給料月額に加算して支給しております。地方自治体においても国が定める地域手当に準拠して支給することは認められていますが、秋田県は地域手当の支給対象になっていません。秋田県内の市町村全てにおいてであります。ただし、国では勤務地変更により地域手当が直ちになくなり、急激に給料月額が変動することを避けるため、一定の条件下で前勤務地で支給されていた地域手当の8割までを保障する仕組みとなっています。これにより、国家公務員は概ね勤務地にかかわらず地域手当が支給されることになります。地方公務員の給与制度は原則として国家公務員の制度に準拠することとされておりますが、実質的に支給される給料月額に格差が生じているということから、秋田県人事委員会では国家公務員の給料月額に、今申し上げました一定の補正率を乗じて格差を縮小させた秋田県独自の給料表を勧告し、県において採用されております。また、県内25市町村もほとんどが県人事委員会勧告に準拠した給与改定を行っており、したがって給料月額の比較では国家公務員を上回る状態となっているということでございます。したがって、提出した資料の記載のとおりということでございます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員。

○11番（山本優人君） まあこれ質問の形でいやったかどうか分かりません。そうすると、地域手当っていう制度は秋田県の職員にはないということ。それをそうすれば国ではあるけれども秋田県の地方職、まあ役場職員も含めて、それが手当としては支給されてない。給料の中に含めてっていうか合算してっていうか、そういう形で1.1なっているということか理解していいのか。

○議長（皆川鉄也君） 和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 今、山本議員ご指摘のとおりでございます。国で詳しくですね市町村単位で1級地から7級地まで指定をしております、それに応じて加算額というのを定めてるんですが、秋田県の市町村は全く指定を受けておりませんので、原則、地域手当の支給はないと。県内、準拠して市町村が支払うとしても、指定された級地がないので支給はできないということになります。

○議長（皆川鉄也君） よろしいですか。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生委員会委員長及び教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第10号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会までに審査し、報告をお願いします。

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰

町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時38分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 10番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範